

府中市コミュニティバス検討協議会設置要綱

平成17年11月25日

要綱第85号

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市コミュニティバス検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の依頼に応じ、コミュニティバス事業の運営等に関する事項を検討し、及び協議して市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業に従事する者 1人
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業に従事する者 1人
- (3) 一般社団法人東京バス協会の職員 1人
- (4) 公募による市民 5人以内
- (5) 関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者 1人
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の構成員 1人
- (7) 東京都北多摩南部建設事務所の職員 1人
- (8) 警視庁府中警察署の職員 1人
- (9) 学識経験を有する者 1人
- (10) 市内の福祉団体の代表者 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と同一の期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生活環境部地域安全対策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年11月25日から施行し、平成17年11月1日から適用する。
- 2 府中市コミュニティバス導入調査検討協議会設置要綱は、廃止する。

付 則 (平成17年12月28日要綱第93号)

この要綱は、平成17年12月28日から施行する。

付 則 (平成26年2月18日要綱第10号)

この要綱は、平成26年2月18日から施行する。

付 則 (平成26年9月10日要綱第87号)

この要綱は、平成26年9月10日から施行する。